

平成27年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成27年7月21日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議長選挙について	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長選挙について	4
諸般の報告	5
広域連合長あいさつ	5
同意第1号	6
同意第2号	7
同意第3号	11
選挙管理委員及び同補充員選挙について	12
広域連合長あいさつ	13
閉会の宣告	13

議事日程〔第1号〕

平成27年7月21日（火曜日）午前10時開議

ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙について
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長選挙について
- 第7 諸般の報告
- 第8 同意第1号 副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
- 第9 同意第2号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第10 同意第3号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第11 選挙管理委員及び同補充員選挙について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（30名）

1番	長 縄 典 夫	2番	大 島 保 憲
4番	長 瀬 悟 康	5番	和 田 彌一郎
6番	星 野 俊 次	7番	木 村 さゆり
8番	近 藤 鑛 治	9番	大 宮 吉 満
10番	鈴 木 康 祐	11番	加 藤 久 豊
12番	深 谷 直 史	15番	早 川 建 一
16番	田 口 正 夫	17番	浅 井 武 光
18番	鈴 木 武 広	20番	加 藤 芳 文
21番	土 屋 浩	22番	山 本 和 美
23番	広 中 昇 平	24番	田 中 敏 一
25番	大 竹 正 章	26番	松 井 よしのり
27番	山 田 昌 弘	28番	佐 藤 ゆうこ
29番	さはし あ こ	30番	岡 本 やすひろ
31番	坂 野 公 壽	32番	岡 本 善 博
33番	長谷川 由美子	34番	小 林 祥 子

---

欠席議員（4名）

3番	小 林 明	13番	森 川 元 晴
14番	佐 野 泰 基	19番	牛 田 朝 見

---

説明のため出席した者

広域連合長	中	野	正	康
副広域連合長	久	野	時	男
事務局長	鈴	木	茂	彦
事務局次長	西		智	之
会計管理者	鈴	木	信	明
総務課長	大	谷		智
管理課長	小	島	久	佳
給付課長	伊	藤	由	紀夫
庶務グループリーダー	内	藤	良	成

---

職務のため出席した者

議会事務局長	大	谷		智
議会事務局書記	深	谷	吉	宏

---

午前10時 開会

○議会事務局長（大谷 智） 改めまして、議会事務局長の大谷でございます。

本広域連合議会におきましては、先に議員の改選などがございまして、山田一己議長及び颯田栄作副議長におかれましては、それぞれ辞職されております。

従いまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、深谷直史議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

深谷直史議員、議長席へ御着席願います。

（深谷直史臨時議長 議長席着席）

○臨時議長（深谷直史） ただいま御紹介をいただきました深谷直史でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いをいたします。

では、進行させていただきます。

ただいまの出席議員は30人でございます。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙について」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（深谷直史） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（深谷直史） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました「議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会議長に小林祥子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました小林祥子議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(深谷直史) 御異議なしと認めます。よって、小林祥子議員が議長に当選されました。

小林祥子議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました小林祥子議員からごあいさつをお願いいたします。

(小林祥子議長 演壇であいさつ)

○議長(小林祥子) ただいま御推挙いただきまして、議長という大任につかせていただくことになりました小林祥子でございます。

もとより微力ではございますが、皆様方の御協力と御指導を得ながら、この広域連合議会が住民の負託に応え、議会の運営を円滑に行っていくよう努めさせていただきます。

議員の皆様方の御指導と御協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長(深谷直史) 以上で私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(深谷直史臨時議長 議長席退席)

(小林祥子議長 議長席着席)

○議長(小林祥子) それでは、会議を続けます。

日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

28番、佐藤ゆうこ議員及び29番、さはしあこ議員をお願いいたします。

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林祥子) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第6、「副議長の選挙について」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林祥子) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林祥子) 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付いたしました「副議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会の副議長に木村さゆり議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました木村さゆり議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林祥子) 御異議なしと認めます。よって、木村さゆり議員が副議長に当選されました。

木村さゆり議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました木村さゆり議員からごあいさつをお願いいたします。

(木村さゆり副議長 演壇であいさつ)

○副議長(木村さゆり) このたび、皆様を選任いただきまして、副議長の要職につくことになりました木村さゆりでございます。

もとより微力ではございますが、議長の補佐といたしまして、議会が円滑に運営されるよう努め、当広域連合の発展に寄与してまいりたいと存じます。

皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

○議長(小林祥子) 次に、日程第7、「諸般の報告」を行います。

小林明議員、森川元晴議員、佐野泰基議員及び牛田朝見議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長(中野正康) 議長、広域連合長。

○議長(小林祥子) 中野広域連合長。

(中野広域連合長 演壇であいさつ)

○広域連合長(中野正康) 皆さん、おはようございます。

去る本年5月に、河村たかし名古屋市長の後を受けまして、広域連合長に就任いたしました一宮市長の中野正康と申します。

これから皆さんにお世話になりますけれども、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

本日、平成27年度第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用の中、またお暑い中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろより後期高齢者医療制度の運営に対しまして格別な御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、現在開会中の国会におきまして、去る5月27日、国民健康保険法等を改正する法律が成立いたしました。この法律改正により、国が新たに国保に対し約3,400億円の財政支援を行う、また、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。

現在、市町村では、国保の運営に大変苦勞しておりますが、そこに県が国保の運営主体として加わってくれるということで大きな期待をしております。

また、後期高齢者医療につきましては、本年1月に国の社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子におきまして、現行の保険料の軽減特例を段階的に縮小すると書かれております。これも縮小するに当たりましては、激変緩和措置等を講ずるとのことですので、どのようなものになるのか、しっかりと見守ってまいりたいと考えております。

本日の臨時会におきましては、副広域連合長の選任及び監査委員の選任といった人事案件を上程させていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 次に、日程第8、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

○広域連合長（中野正康） 同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。

榊原純夫半田市長が7月20日をもちまして副広域連合長を辞職されました。

そこで、副広域連合長には久野時男飛島村長を選任いたしたく、御提案申し上げます。

久野時男氏は、人格高潔で首長としての豊富な経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と考えております。選任につきまして、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林祥子) 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

(久野副広域連合長 入場、着席)

○議長(小林祥子) 副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副広域連合長(久野時男) 議長、副広域連合長。

○議長(小林祥子) 久野副広域連合長。

(久野副広域連合長 演壇であいさつ)

○副広域連合長(久野時男) ただいま副広域連合長の選任につきまして御同意を賜りました飛島村長の久野でございます。

私は、副広域連合長として、その職責の重さを自覚いたしまして、広域連合長を補佐し、市町村と十分に連携をとりながら、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。

どうか議員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(小林祥子) 次に、日程第9、同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(中野正康) 議長、広域連合長。

○議長(小林祥子) 中野広域連合長。

○広域連合長(中野正康) 同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の3ページ及び議案参考資料3ページをそれぞれごらんください。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち、識見を有する者といたしまして選任されておりました小嶋勝監査委員の任期が本日7月21日をもって満了いたしますが、引き続き小嶋勝氏を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

小嶋勝氏は、名古屋市港区長、同中村区長を歴任され、現在は、愛知県国民健康保険団体連合会の代表監事を務められるとともに、平成23年7月から当広域連合の監査委員を務められておられます。人格高潔で行政経験も豊富な方であり、また、当広域連合行政にも

精通されていることから、すぐれた見識を有する者として再度選任いたしたいと存じますので、議会の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○31番議員（坂野公壽） 議長、発言。

○議長（小林祥子） どうぞ。

○31番議員（坂野公壽） 本日の会議に監査委員の出席がないというのはどういうことですか。2人とも今日やめるのでしょうか。今日辞任するのでしょうか。再任させるのでしょうか。だったら、ここの議会の中に監査委員の出席を求めて当たり前じゃないんですか。この運営はどういうふうになっておりますか。よその議会はどうなっておりますか。みんな監査委員の代表、会議は出ておるとは思いますが、なぜここは出ておらんのですか。

○議長（小林祥子） それでは、暫時休憩をいただきまして、こちらで検討させていただきます。お答えいたします。

それでは10分後、再開いたしますので、お願いいたします。

（ 休 憩 ）

○議長（小林祥子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど坂野公壽議員からお尋ねのありました、識見の監査委員が本人出席していないとの件について、鈴木広域連合事務局長の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 事務局長の鈴木でございます。

ただいま坂野議員から御指摘をいただきました識見の監査委員が本日この場に出席をしていないという件につきましてでございますが、私どもの広域連合議会におきまして、識見の監査委員の交代時期に監査委員本人が今まで一度も出席をしたという実績がございませんでした。

今回につきましても、出席をしないという形で対応をさせていただこうとしたところでございますけれども、坂野議員御指摘のとおり、識見の監査委員の交代時期には本人を出席させるべきではないかという御指摘でございますけれども、御指摘のとおりというふうに考えます。

よりまして、次回、選任の時期におきましては、きちんと識見の監査委員御本人に御出席をいただきまして、就任のごあいさつを願うことといたしたいと考えますので、よろしくをお願いをしたいと存じます。

○31番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野議員。

○31番議員（坂野公壽） これ、連合ができてからまだ何年もたっておらんということなんだろうけど、そこに座ってござる広域連合長、副広域連合長。だけど、先ほど飛島村長の久野さんが副広域連合長になられたけど、本来ならあそこに前の人が座っておって、交代しないかん、今日ここで。よそはそういうことをやっておると思うんだ。

そういうことで、同じことを監査委員だって、今日はまだかわるときだから、きのうで任期満了だといったら、きのう前に議会をやっていけばええんだわ。議会を開いてきちっ

と決めていけばいい。そういうことが、何年からか知らんけれど、9年近く、本来ならんかもしれんけれど、その間、何の抵抗もなしに、何の問題もなしに今日まで来たでええと思っておること自体が間違っておるとこう思う。間違いは直さないかん。

ずーっと今日の流れを聞いておったって、それからもう一つここで苦言を呈していかなあかんのは、我々議員の発言をいつ許すのかという問題。何かしらん、知らんで、こういう勝手に議案を今日送ってきて、質問があるなり、議題に文句があるならちゃんと討論を書いて出せと。こんなことは必要か。うちの議会なんかさらさらあるで、そんなこと。よその議会はみんなそう言うんですか。うちの議会なんか、何にもガチンコでやり合うわけだ。本来の姿でしょう、それが。そういうことをこれから直されるかどうか、ちょっと広域連合長に聞きたい。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） ただいま御質問のありました発言の通告の件でございます。

発言の通告につきましては、議会の申し合わせ事項におきまして、事前の御通告をいただいて、御発言をいただくということになっておりますけれども、臨時の御発言につきましては、議長に承認をいただいて、御発言をいただくということになっておりますので、対応につきましては、従来どおりやらせていただいてまいりたいというふうに考えております。

○31番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野議員。

○31番議員（坂野公壽） やっぱりこれ、大きな規格も扱い、県下一円の広域連合なんですよ。だったら、そこはやっぱりそれぞれの、今日出てみえる議員の先生方も、それぞれの議会へ行ったときに返事ができるようにしていかなきゃいかん話やと私は思う。

だったら、その時々々の発言は、それはガチンコでやるべきであって、質問の趣旨を書いて出して、それ以外は発言を許さんだとか、何をしゃべることを許さんような、言論統制のようなやり方は改めてほしい。それはできるかできんか、事務局長かその人、もう一遍答えてちょう。改めることができるかどうか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 広域連合事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 臨時の御発言につきましては、これまでも妨げられているものではございませんものですから、御発言の意思を明らかにしていただいて、議長の許可を得ていただければ可能というふうに考えております。

○31番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野議員。

○31番議員（坂野公壽） そんなことを言わずに、これからは自由にやっていただければええという改革をする意思はありかなしか、それを聞きたい。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議員の御質問、質疑につきましては、広域連合議会の申し合

わせ事項、これが平成19年の11月7日の全員協議会で決定をされておりますけれども、この申し合わせ事項の53以降におきまして、事前の御通告をいただくということになっておりますので、現在の申し合わせ事項はこのような形になっておりますので、これを改めよということになりますと、また申し合わせ事項の変更という手続が必要になってくるというふうに考えます。

○31番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野議員。

○31番議員（坂野公壽） だから、直す意思があるかなしかと聞いた。申し合わせ事項は、それが正しいということではないということ、先方、監査委員の出席の話で認めたじゃないか。だったら、変えるという意思があるかなしかだ。変えるという意思がないような人にやっておってもらっても困る。どうや。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 監査委員の出席につきましては、議会の運営の方法と申しますか、今までのものを改めるということでございますけれども、質疑の事前の通告につきましては、先ほども申し上げましたように、申し合わせ事項の変更ということになります。これは、全員協議会で御決定をいただいておりますというものでございますので、事務局のほうでこれを変更します、あるいは変更しませんということはちょっと申し上げにくいことかというふうに思います。

○31番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野議員。

○31番議員（坂野公壽） だったら、事務局でやれなければ全員協議会の申し合わせなんかは勝手に変えられる話でしょう。だったら、議員の皆さん方で申し合わせを変えてもらったら結構です。なぜ答弁できん。意思がなしと認めるのか。俺らが、あんたがおかしいと思っておることなら、変えること。申し合わせなんて今までの慣例だ、慣例が正しいこともあるけど、間違っておれば直すことも必要ではなからうかと思うんだけど、今の局長の話では、慣例だ、おまえさんたちで勝手に決めなというようなことも言えせん。だったら、何も全員協議会できちっと決めればいい。

議長、事務局長はどうでもええけど、議長、この方法は、これからのこの1年の議会の運営の仕方について、議長にげたを預けるから議長のほうで考えてください。

○議長（小林祥子） それでは、今御発言がございましたように、今後、この広域連合において、どのような質疑を行っていくか、このことについては十分に協議をさせていただき、また後日、御返答させていただくということによろしいでしょうか。

○31番議員（坂野公壽） はい、結構です。

○議長（小林祥子） それでは、引き続き先ほどの流れに戻りたいと思います。

それでは、採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、同意第3号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、25番、大竹正章議員の退席を求めます。

（大竹正章議員 退席）

○議長（小林祥子） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

○広域連合長（中野正康） 同意第3号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の5ページ及び議案参考資料の5ページをごらんください。

同意第2号議案で御説明したとおり、広域連合の監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人ずつ選任することとされております。

このうち、広域連合議員から選任されておりました斎藤まこと監査委員の議員任期が3月12日に終了いたしましたので、新たに広域連合議員のうちから大竹正章議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

大竹正章議員は、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきまして、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の大竹正章議員の入場を許可いたします。

（大竹正章議員 入場）

○議長（小林祥子） ただいま選任同意されました監査委員の大竹正章議員からごあいさつがございました。

大竹正章議員。

（大竹正章議員 演壇であいさつ）

○25番議員（大竹正章） ただいま議員の皆様方から御賛同をいただき、監査委員に選任いただきました大竹正章でございます。

先ほど来の坂野先生の意見を聞いておりました、7,000億円の後期高齢者医療広域連合議員として、また、その監査委員としての職責が果たして全うできるか、非常に不安になっ

てまいりました。しかしながら、精いっぱい時間をかけて努力してまいりたいと思っております。

ぜひとも皆様方の御指導、御鞭撻のほどをいただきまして、その職責を全うしてまいりますので、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林祥子） 次に、日程第11、「選挙管理委員及び同補充員の選挙について」を行います。

選挙管理委員及び同補充員の任期が本日7月21日をもって満了いたしますので、広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人の選挙を行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

本日配付いたしました「選挙管理委員及び同補充員候補者名簿」をごらんください。

選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員には、各市選挙管理委員会から推薦をいただきました柳瀬秀彦氏、平田美代子氏、江崎勝子氏、富田紀子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柳瀬秀彦氏、平田美代子氏、江崎勝子氏、富田紀子氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の指名をいたします。

選挙管理委員の補充員には、各市選挙管理委員会から推薦をいただきました谷口武氏、川上博氏、三浦宏己氏、鈴木英太郎氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員の補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました谷口武氏、川上博氏、三浦宏己氏、鈴木英太郎氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りいたします。

委員に欠員が生じた場合の補充の順位は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位はただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

（中野広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（中野正康） 皆さん、お疲れさまでございます。

本日は、私どものほうから御提案を申し上げました副広域連合長と監査委員の人事案件につきまして、原案どおり御承認いただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、坂野議員から大変貴重な御意見をいただきました。

これまでどうだったかじゃなくて、これからどうやっていくかということをお皆さんと一緒に考えながら、冒頭のごあいさつで私からも申し上げましたが、国における制度改正も進んでいる大変重要な時期でございます。今日お集まりの議員の皆様方から御意見をしっかりといただきながら、これからこの制度を進めていくということで、私どもからも事務局のほうにしっかりとお願いをしておきます。

本日は、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林祥子） これをもちまして、平成27年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変にお疲れさまでございました。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 深谷直史

議長 小林祥子

署名議員 佐藤ゆうこ

署名議員 さはしあこ